

令和 8年 3月26日

姫路市障害者等災害時非常用電源装置購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人工呼吸器の装着が必要な在宅の身体障害者（児）及び難病患者等（以下「障害者等」という。）に対し、災害時非常用電源装置（以下「用品」という。）の購入に係る費用の全部又は一部について助成することにより、災害時における障害者等の支援体制の拡充を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 この要綱による助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第6条の規定による申請の日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市に住所を有する者又は本市が援護（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める援護をいう。以下同じ。）を行っている市外に住所を有する者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体に障害のある15歳未満の児童であって、当該児童以外の者が同条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合は、当該児童）

イ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者

(3) 在宅において人工呼吸器の装着が必要と認められる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成の対象としない。

(1) 本市以外の市町村（特別区を含む。第4号において同じ。）が行う援護の対象となる障害者（児）

(2) 姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱（平成18年9月29日制定）の規定により日常生活用具費（人工呼吸器用非常用電源装置に係るものに限る。）を支給されている者のうち、支給の決定を受けた日から同要綱に規定する耐用年数を経過していない者

- (3) 姫路市難病患者等災害時非常用電源装置購入費助成事業実施要綱（令和6年3月22日制定）の規定により非常用電源装置の購入費の助成を受けている者のうち、助成の決定を受けた日から同要綱に規定する耐用年数を経過していない者
- (4) 転入前の市町村において前2号に掲げる制度と同様の制度により非常用電源装置の購入費の助成を受けている者のうち、助成の決定を受けた日から転入前の自治体が定める要綱等に規定する耐用年数を経過していない者
- (5) 医療機関等に入院中の者
- (6) 障害者施設等に入所中の者
- (7) 睡眠時無呼吸症候群等によるC P A P（持続陽圧呼吸療法）を受けている者
- (8) 障害者等及びその属する世帯の他の世帯員（障害者等が18歳以上である場合にあつては、その配偶者に限る。）のうちに、申請月の属する年度分（当該申請月が4月から6月までの場合にあつては、申請月の属する年度の前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に掲げる市町村民税の所得割の額が46万円以上である者がいる障害者等
- (9) 第7条第2項の規定による助成金の交付決定を受けるまでの間に前項各号に掲げる要件を満たさなくなった者

（助成の対象となる用品の種目等）

第3条 この要綱による助成の対象となる用品の種目、性能の要件及び助成基準額は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、第7条第2項の規定による助成金の交付の決定を受ける前に購入したものは、助成の対象としない。

（助成回数）

第4条 この要綱による助成の対象となる用品は、別表第1に掲げる種目の中から対象者1人につき、1種類かつ1製品のみとする。

2 この要綱による助成を受けた者は、助成の決定を受けた日から別表第1に規定する耐用年数を経過するまでの間は、新たにこの要綱による助成を受けることができない。

（助成金の額）

第5条 この要綱による助成金の額は、助成の対象となる用品の購入に係る費用

に相当する額（当該額が別表第1助成基準額の欄に掲げる額を超える場合には、助成基準額）から別表第2所得区分の欄の区分に応じ、同表自己負担額の欄に掲げる額を控除した額とする。

（助成の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、用品を購入する前に、姫路市障害者等災害時非常用電源装置購入費助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 人工呼吸器の装着が必要であることの証明・意見書（姫路市障害者等災害時非常用電源装置購入費助成事業申請用）（様式第2号）
- (2) 姫路市障害者等災害時非常用電源装置購入費助成見積書（様式第3号）又は事業者が発行する同様式と同等の内容が確認できる見積書
- (3) 用品のカタログ、チラシの写し等用品の概要がわかる資料
- (4) 被保護世帯証明書又は非課税証明書（該当者のみ）
- (5) 課税証明書（該当者のみ）
- (6) 障害者手帳の写し（該当者のみ）
- (7) 特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の写し（該当者のみ）

（助成の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付することを決定したときは、申請者に対し、姫路市障害者等災害時非常用電源装置購入費助成決定通知書（様式第4号）により通知するとともに、姫路市障害者等災害時非常用電源装置購入費助成券（様式第5号。以下「助成券」という。）を交付するものとし、助成金を交付しないことを決定したときは、姫路市障害者等災害時非常用電源装置購入費助成却下決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（決定内容の変更等）

第8条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該決定内容の一部を変更する場合は、市長に姫路市障害者等災害時非常用電源装置購入費助成変更申請書（様式第7号）に第6条各号

に掲げる書類のうち変更する内容に応じた書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに変更承認の可否を決定し、姫路市障害者等災害時非常用電源装置購入費助成変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 交付決定者が、当該決定内容に係る用品の購入を中止しようとするときは、市長に姫路市障害者等災害時非常用電源装置購入費助成申請取下書（様式第9号）を提出しなければならない。

（助成金の請求）

第9条 交付決定者は、用品を購入したときは、速やかに姫路市障害者等災害時非常用電源装置購入費助成金交付請求書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

(1) 助成券

(2) 用品の購入に要した費用に係る領収書（事業者が発行したものに限る。）

(3) 購入した用品の写真

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（事業者による助成金の請求）

第10条 前条の規定にかかわらず、交付決定者が助成金の請求及び受領に係る権限を事業者に委任したときは、当該事業者が当該交付決定者に代わって助成金の請求及び受領を行うことができる。

2 前項の規定により交付決定者に代わり助成金の請求及び受領を行う事業者は、助成券に記載された交付決定者から用品の価格と助成金の額の差額を徴収した上で用品の引渡しを行うとともに、当該交付決定者による用品の受領の確認がなされた助成券及び姫路市障害者等災害時非常用電源装置購入費助成金交付請求書兼委任状（様式第11号）の引渡しを受けなければならない。

3 前項の事業者が第1項の規定により助成金を請求するときは、姫路市障害者等災害時非常用電源装置購入費助成金交付請求書兼委任状に前項の規定により引渡しを受けた助成券及び納品した用品の写真を添付して市長に請求するもの

とする。

4 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、事業者に対し、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に助成金を支払うものとする。

5 前項の規定による支払があったときは、障害者等に対して助成金の交付があったものとみなす。

(用品の管理)

第11条 障害者等は、助成を受けて購入した用品を売却し、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該助成に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 前条の規定に違反した場合

(2) 助成決定内容と異なる用品を購入し、助成金の交付を受けた場合

(3) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けた場合

(助成台帳の整備)

第13条 市長は、用品の助成の状況を明確にするため、障害者等災害時非常用電源装置購入費助成申請決定台帳を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

種目	性能要件	助成基準額	耐用年数
正弦波インバーター発電機	障害者等又はその介助者が容易に使用可能であり、ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	80,000円	10年
ポータブル電源（蓄電池）	障害者等又はその介助者が容易に使用及び運搬が可能であり、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	80,000円	5年
DC/ACインバーター（カーインバーター）	障害者等又はその介助者が容易に使用可能であり、自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの	50,000円	5年

備考

- 1 疑似正弦波（矩形波、修正正弦波）の製品は、助成の対象外となる。
- 2 特に、海外製品の場合には、次のことを確認すること。
 - (1) 日本語の取扱説明書が添付されていること。
 - (2) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の適合検査に適合した製品（PSEマークが付いているものに限る。）であること。
- 3 ガソリン、カセットガスボンベ、エンジンオイル等の購入、点検・整備に係る費用等用品の維持に要する経費は、助成の対象外となる。
- 4 直接、医療機器に繋げて使用すると故障する可能性があるため、必ず、外付

けの専用バッテリーに充電してから使用するなど対策を講じること。

特に、ポータブル電源（蓄電池）、DC／ACインバーター（カーインバーター）については、市販されている製品のほとんどが、精密医療機器に使用した場合の動作保証を行っていないため注意すること。

別表第 2（第 5 条関係）

所得区分	自己負担額
申請月の属する年度（4月から6月までの場合にあつては前年度）分の市町村民税が課税されている世帯	助成基準額の 1 割
申請月において生活保護法による被保護世帯である世帯及び申請月の属する年度（4月から6月までの場合にあつては前年度）分の市町村民税が非課税の世帯	0 円

備考

- 1 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税をいう。
- 2 この表において「世帯」とは、障害者等が属する住民基本台帳上の世帯をいう。なお、障害者等が 18 歳以上である場合には、障害者等及びその配偶者に限る。
- 3 自己負担額を算出するに当たり、助成基準額に 1 割を乗じた後に 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。